



# 鳥取県公報

平成 30 年 7 月 31 日 (火)  
第 9 0 2 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (475) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (476) (〃) . . . . . 2
	鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (477) (緑豊かな自然課) . . . . . 2
	指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (478) (住まいまちづくり課) . . . . . 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (479) (企業支援課) . . . . . 3
	大規模小売店舗に関する承継の届出 (480) (〃) . . . . . 3
	種畜証明書の交付 (481) (畜産課) . . . . . 4
	家畜伝染病の発生 (482) (〃) . . . . . 7
	指定居宅サービス事業者の指定 (483) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 8
	指定介護予防サービス事業者の指定 (484) (〃) . . . . . 8
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (2件) (警察本部生活環境課) . . . . . 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (物品契約課) . . . . . 11
	随意契約の相手方の決定 (情報政策課) . . . . . 14

# 告 示

## 鳥取県告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
アイ・プラス薬局あげい店	倉吉市伊木201-4	平成30年7月1日
アイ・プラス薬局宮川店	倉吉市宮川町174-15	〃
こざくら薬局	倉吉市昭和町二丁目155	〃
ことうら薬局	東伯郡琴浦町大字逢東1212-1	〃

## 鳥取県告示第476号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
武本薬局あげい店	倉吉市伊木201-4	平成30年6月30日
武本薬局宮川店	倉吉市宮川町174-15	〃
かみばやし薬局	東伯郡琴浦町大字逢東1212-1	〃

## 鳥取県告示第477号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行ったので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
一般社団法人鳥取県 猟友会	鳥取市湖山町西二丁目 413	柴垣 信司	捕獲従事者の追加	平成30年7月23日

## 鳥取県告示第478号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称  
株式会社建築構造センター
- 2 変更する旨の届出があった事項  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の追加  
名 称 群馬事務所  
所在地 群馬県高崎市八島町262
- 3 変更年月日  
平成30年7月30日

---

**鳥取県告示第479号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エディオン米子店 米子市米原五丁目6-31
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目1-18
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
変更前 デオデオ米子店  
変更後 エディオン米子店
  - (2) 大規模小売店舗を設置している者の名称及び代表者の氏名  
変更前 株式会社デオデオ 代表取締役 友則 和寿  
変更後 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保 允誉
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名  
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日  
平成24年10月1日ほか
- 5 届出年月日  
平成30年7月9日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
平成30年7月31日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第480号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその

概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地  
デオデオ米子店 米子市米原五丁目6-31
- 2 承継された店舗面積  
4739.72平方メートル
- 3 承継をする前に届出をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保 允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目1-18
- 4 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目1-18
- 5 承継があった年月日  
平成22年10月1日
- 6 届出年月日  
平成30年7月9日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間  
平成30年7月31日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

#### 鳥取県告示第481号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成30年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	種類及び品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
31231020001	トットリ デー 2082	豚 デュロック種	平成24年 2月11日	鳥取県 西伯郡 南部町	トットリ デー 9028	トットリ デー 9413	2級	西伯郡南部町 鳥取県中小家 畜試験場
31331010009	トットリ デー 6 2323	〃	平成24年 8月26日	〃	トットリ デー 9354	トットリ デー 9083	〃	〃
31331010012	トットリ デー 6 2379	〃	平成24年 11月17日	〃	トットリ デー 9341	トットリ デー 9267	〃	〃
31431030002	トットリ デー 7 3136	〃	平成25年 5月15日	〃	トットリ デー 9199	トットリ デー 9023	〃	〃
31431030003	トットリ デー 8 3149	〃	平成25年 6月1日	〃	トットリ デー 9208	トットリ デー 9288	〃	〃
31531020	トットリ	〃	平成26年	〃	トットリ	トットリ	〃	〃

001	デー 4 4234		8月3日		デー 1479	デー 4 2194		
31531030 001	トットリ デー 8 5049	〃	平成27年 4月6日	〃	トットリ デー 1351	トットリ デー 11051	〃	〃
31631010 002	トットリ デー 5 5180	〃	平成27年 9月24日	〃	トットリ デー 9362	トットリ デー 6 2262	〃	〃
31731010 002	トットリ デー 5 6075	〃	平成28年 3月24日	〃	トットリ デー 7 3007	トットリ デー 5 2238	〃	〃
31731010 003	トットリ デー 9 6166	〃	平成28年 8月13日	〃	トットリ デー 1137	トットリ デー 6 2314	〃	〃
31731010 004	トットリ デー 6 6179	〃	平成28年 9月5日	〃	トットリ デー 9362	トットリ デー 6 2392	〃	〃
31431030 005	トットリ ビー 1 3056	豚 パークシャ ー種	平成25年 6月19日	〃	トットリ ビー 1 2091	トットリ ビー 1 2043	〃	〃
31431030 006	トットリ ビー 1 3062	〃	平成25年 6月21日	〃	トットリ ビー 1 2067	トットリ ビー 1 2118	〃	〃
31431030 007	トットリ ビー 1 3081	〃	平成25年 6月24日	〃	トットリ ビー 1 2003	トットリ ビー 1 2056	〃	〃
31531020 002	トットリ ビー 1 4032	〃	平成26年 8月20日	〃	トットリ ビー 1 3034	トットリ ビー 1 3078	〃	〃
31731010 001	トットリ ビー 4 6019	〃	平成28年 2月16日	〃	トットリ ビー 1 3132	トットリ ビー 1 3105	〃	〃
31531020 004	トットリ ベター 8 4567	豚 大ヨーク シャー種	平成26年 8月1日	〃	トットリ ダブル 1446	ベター フ レッド ト レーン 706	〃	〃
31531020 005	484 トットリ 10 4659	〃	平成26年 9月10日	〃	484 トット リ 4 2601	トットリ ダブル 10167	〃	〃
31731010 005	ウイルマ トットリ 10 6572	豚 ランドレー ス種	平成28年 9月14日	〃	ウイルマ ファーリア 7 3805	トットリ エル 2052	〃	〃
31731020 001	トットリ 785 7 7103	〃	平成29年 3月5日	〃	トットリ エル 10484	785 トットリ 4 3782	〃	〃

31731020 002	トットリ 785 7 7104	〃	平成29年 3月5日	〃	トットリ エル 10484	785 トットリ 4 3782	〃	〃
31831010 001	トットリ デー 10 7232	豚 デュロック種	平成29年 6月23日	〃	トットリ デー 6 2379	トットリ デー 2133	〃	〃
11259297 135	白鵬85の3	肉用牛 黒毛和種	平成22年 1月3日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	勝忠平	みどり	特級	東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試 験場
11254146 353	百合白清2	〃	平成22年 1月23日	〃	百合茂	〃	〃	〃
11304174 343	百合福久	〃	平成22年 11月30日	鳥取県 西伯郡 伯耆町	〃	ふくやすふく	〃	〃
11337797 885	平白鵬	〃	平成23年 3月19日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	平茂晴	みどり	1級	〃
11335577 915	多美福	〃	平成23年 5月7日	宮崎県 西臼杵郡 日之影町	福之国	たみこ	〃	〃
11258408 112	麗美福	〃	平成25年 5月12日	鳥取県 西伯郡 大山町	勝安波	れみ	〃	〃
11349877 896	隆福也	〃	平成25年 7月20日	鳥取県 鳥取市	隆之国	ふくふく	〃	〃
11347869 398	元花江	〃	平成25年 8月17日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	安福久	もとはな2	〃	〃
11351747 347	勝美照	〃	平成25年 11月8日	〃	勝安波	かつただてる 2	〃	〃
11382773 216	美国白清	〃	平成26年 11月29日	〃	美国桜	きよひらしげ	〃	〃
11367084 900	元花勝安	〃	平成27年 1月6日	鳥取県 西伯郡 大山町	勝安波	もとはな2	〃	〃
11388500 038	大山雲	〃	平成27年 5月11日	〃	山根雲	ひろふくひさ 1	〃	〃
11491815 043	岸小町80	〃	平成27年 5月18日	鳥取県 西伯郡 伯耆町	美国桜	こまち39	〃	〃
10840130 219	百合鵬2	〃	平成27年 9月4日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	白鵬85の3	ゆりふく	〃	〃
11434861 014	百合森3	〃	平成27年 11月19日	〃	高森	ゆりしらきよ 1	〃	〃

10861545 160	鵬勝1	〃	平成28年 5月16日	鳥取県 西伯郡 大山町	白鵬85の3	ひろふくひさ 1	〃	〃
11492320 324	咲百合2	〃	平成28年 6月1日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	百合白清2	はなひさこ	〃	〃
11336401 271	汐久森	〃	平成28年 7月23日	鳥取県 西伯郡 大山町	高森	かつよ	〃	〃
11554683 442	百合85の3	〃	平成28年 11月29日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	百合白清2	きよひらしげ	〃	〃
10244128 904	岩伏森	〃	平成29年 1月10日	鳥取県 西伯郡 大山町	高森	ふじこ	〃	〃
11462304 446	雷神山	〃	平成29年 2月11日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	高森	ひろさかえ4	2級	〃
11511101 620	岸小町88	〃	平成29年 3月11日	鳥取県 西伯郡 伯耆町	美穂国	こまち39	〃	〃
11363157 622	哲輝2904	〃	平成29年 2月27日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	晴国花	さきえ1の2	〃	東伯郡琴浦町 独立行政法人 家畜改良セン ター鳥取牧場
11363157 899	知米2916	〃	平成29年 3月10日	〃	菊知恵	ひでみつ	〃	〃
11363157 929	弁楓2919	〃	平成29年 3月10日	〃	美照福	まさてるしげ 2	〃	〃
11363158 001	紀東2923	〃	平成29年 3月16日	〃	幸紀雄	ゆいとし	〃	〃
11363158 087	虎石2929	〃	平成29年 3月25日	〃	光平照	びれす	〃	〃
11363158 179	根紺2933	〃	平成29年 3月30日	〃	茂久桜	なみしげまつ	〃	〃
11363158 186	弁啓2934	〃	平成29年 3月30日	〃	美照福	さかえはる	〃	〃
11363158 216	弁昼2937	〃	平成29年 4月2日	〃	美照福	しげさくら	〃	〃
11363158 353	増郁2942	〃	平成29年 4月18日	〃	福増	にじみつやす	〃	〃

## 鳥取県告示第482号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	東伯郡琴浦町	平成30年7月23日

**鳥取県告示第483号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年7月31日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会医療法人仁厚会	藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1	平成30年7月1日	通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション

**鳥取県告示第484号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年7月31日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会医療法人仁厚会	藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1	平成30年7月1日	介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

**公 告**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成30年7月31日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

- 1 検定に係る警備業務の種類及び級  
雑踏警備業務 1級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
平成30年10月31日（水）午前9時30分から午前11時まで
  - (2) 実技試験  
平成30年11月29日（木）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員  
30名



## 5 検定の内容

## (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 雑踏の整理に関すること。
- エ 雑踏警備業務の管理に関すること。
- オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

- ア 雑踏の整理に関すること。
- イ 雑踏警備業務の管理に関すること。
- ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 雑踏警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## 7 検定申請書の受付期間

平成30年10月1日（月）から同月5日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

## 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

## 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、13,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

## 11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）にすること。

---

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成30年7月31日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
雑踏警備業務 2級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
平成30年10月31日（水）午前9時30分から午前11時まで
  - (2) 実技試験  
平成30年11月30日（金）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員  
30名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 雑踏の整理に関すること。
    - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 雑踏の整理に関すること。
    - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間  
平成30年10月1日（月）から同月5日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。  
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等  
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
  - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
  - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 10 検定手数料及び納付方法  
検定手数料は、13,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
  - (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
  - (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。

- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活環境課(電話0857-23-0110)にすること。

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ロータリー除雪車(2.6m、220kW級) 1台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年2月28日(木)

(4) 納入場所

鳥取市千代水二丁目17 鳥取県鳥取県土整備事務所車両基地

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額(以下「入札価格」という。)に100分の108を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を契約金額とする。

なお、入札価格は、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、自動車税及び自動車取得税を含まない金額とする。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者であって、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されているものであること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を平成30年8月10日(金)正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成30年7月31日(火)から同年9月11日(火)(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付発出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成30年7月31日(火)から同年9月11日(火)(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に示される耐用年数の期間にお

いて、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部道路企画課維持担当

電話 0857-26-7356

#### (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

#### (4) 入札説明書の交付方法

平成30年7月31日（火）から同年8月24日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び時間

平成30年7月31日（火）から同年8月24日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 入札日時

平成30年9月5日（水）から同月11日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月10日（月）午後5時までとする。

##### イ 開札日時

平成30年9月11日（火）午後1時以降

##### ウ 場所

(1)に同じ。

### 5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(3) 紙入札による場合は、郵便等又は持参の方法により提出すること。

なお、入札書に入札者が記名押印し、及び必要事項を記載し、「入札書」と明記した封筒（以下「封筒」という。）に入れ、密封して提出すること。また、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成30年8月24日(金)までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

### (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Rotary snow plow (2.6m 220kW class) Quantity

1

- (2) Time limit for submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM, 24 August, 2018
- (3) Time limit for submission of tenders : Noon, 11 September, 2018  
Time limit for submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, 10 September, 2018
- (4) Contact Point for the notice : Procurement Division, Accounting Office, General Affairs Department,  
Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Japan, 680-8570  
TEL : 0857-26-7432

-----  
随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量  | インターネット接続用回線及び接続サービス再調達業務 一式   |
| 2 契 約 方 式          | 随意契約   |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 平成30年7月4日  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | セコム山陰株式会社<br>島根県松江市北陵町34   |
| 5 契 約 金 額          | 48,945,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課<br>鳥取市東町一丁目220   |